

平成 27 年

第 3 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 會 議 録

自 平成 27 年 4 月 21 日
至 平成 27 年 4 月 21 日

飯 館 村 議 会

平成27年第3回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4.21	火	本会議	午前10時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成27年4月21日

平成27年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成27年第3回飯館村議会臨時会会議録(第1号)						
招集年月日	平成27年4月21日(火曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成27年4月21日 午前10時23分				
	閉会	平成27年4月21日 午後12時00分				
応(不応)招議 議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	5番 松下 義喜		6番 伊東 利		7番 佐藤 八郎	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 北原 美樹		書記 渡部 誉典	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一		農業委員会 会長	菅野宗夫	○
	農業委員会 会長	但野正行	○	選挙管理委員会 会長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年4月21日(火)・午前10時23分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第31号 平成27年度飯舘村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第32号 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第33号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第35号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 9 議案第36号 土地の取得について
- 日程第10 議員派遣の件
- 追加日程第1 避難解除の記事についての緊急質問の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時23分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件3件、その他案件1件の計6件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。4月16日に議会広報編集特別委員会が広報編集のため、4月19日に土曜授業等に関する調査特別委員会が開き取り調査のため、開催されております。

次に、本日、議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から2月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第31号から議案第36号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長(菅野典雄君) 本日ここに平成27年第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会ではありますが、提案でありました深谷地区復興拠点整備事業における太陽光発電施設の用地の取得及び村税条例等の一部改正と、復旧・復興のための補正予算が生じたので臨時会を招集させていただいたところであります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第31号は、平成27年度飯舘村一般会計補正予算(第1号)であります。既定予算の総額に4億554万4,000円を増額いたしまして、総額を85億2,154万4,000円といたしました。歳出の主な増額内容であります。総務費として総務管理費に3億8,906万8,000円であります。商工費として1,050万8,000円、土木費の住宅費として354万5,000円、教育の社会教育費として225万円を計上したところでございます。なお、これらを賄う財源といたしましては、分担金、国庫補助金、基金繰入金、繰越金を充当するものであります。

議案第32号は、平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。この補正予算は、浄水施設管理業務費408万円の予算の組み替えでございます。

議案第33号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は地方税法等の一部改正に伴い、飯舘村税条例に関する条項などを改正するものでございます。主な改正の1点目は、平成27年10月から始まるマイナンバー制に対応するため各種申請及び申請時の行政記述においてマイナンバーを入れることになったものであります。2点目は、二輪車等の軽自動車税の引き上げ時期を1年間延期することと、四輪車のエコカー減税の導入を行うものであります。その他、各税目の課税特例の延長及び廃止などの改正を行うものでございます。

議案第34号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、地方税法の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び2割軽減、5割軽減の算定額の引き上げをする改正でございます。

議案第35号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、平成27年度も26年度に引き続き個人村民税、固定資産税のうちの償却資産分及び軽自動車税について同じ内容で減免を行うものでございます。

議案第36号は、土地の取得についてであります。これは、深谷地区復興拠点整備事業の太陽光発電施設を整えるために、飯舘村深谷字原前地内の13筆、面積2万6,643平方メートル、取得予定価格6,213万2,000円で土地の取得をして太陽光発電施設を整備するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時31分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎日程第4、議案第31号 平成27年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第31号平成27年度飯館村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 13ページにおける村内拠点、深谷の予算が上げられていますけれども、前から地権者なり地区の皆さんから心配されているのは、用水路の流れがどういふようになっていくのか。さらには、残った部分での排水路対策はどうなっていくのか。さらには、そこに深谷地区が使えるような集会施設というお話もありましたけれども、その辺ではその後の中で報告と言っているようなものは出てきたのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 13ページの今回の補正でありますけれども、ご承知のとおりここは調整池になっています。ここから抜くに当たって、上下200メートルずつの地質調査、さらに測量をかけて県との河川協議を進めなければいけませんので、現在その作業をやっていると。とにかく前からこの部分については、大雨が降るとあふれるという問題もあって、その辺県と協議を進めながら、この部分については現在対応してきていると。

さらに、集会所の件ですけれども、この部分はい最近深谷のほうから集会所の建設の要望が出てきたところでございます、これからBゾーンの全体の配置、さらには協議について国・県と協議をしながら今後進めていくといった状況でございます。

議長（大谷友孝君） そのほかにございますか。

1番（高野孝一君） 13ページ、までライフ推進事業の帰還再生生活道路整備工事について伺いますが、昨年度の全協の中では要望件数が300件を超えるという数値でありました。当初予算の説明の中では、約50件、先行行政区の中において行うということでありましたが、今回の金額、件数等々についてどのように精査されているのかお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 昇口舗装の要望件数ということでございますけれども、3月末の時点で一旦締め切ってございまして、総本数で510本ほどでございます。今回の補正でございますが、当初予算におきましてはまだ国との協議が整っていない段階でございましたので、概算で50本分1億円ということで計上させていただきましたが、このほど復興庁から内示がございまして、平成27年度分といたしまして177件分の交付の内示をいただいたところでございます。今後交付申請手続きに入りまして、交付の決定を見たのちに着工という段階に入ります。この177件の算定根拠でございますけれども、2月20日時点で村のほうで受け付けをいたしました申し込み件数で申請をしているということでございます。

1番（高野孝一君） そうしますと、除染実施済みの地区とこれから除染する地区があるわけですが、その辺の調整というのはどのようになっていますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興庁との協議の中では、177件の内訳についてもお示しをして交付の内示をいただいているところでございますが、事業の実施に当たりましては、除染

の先行5行政区から順次、早く除染が終わったところから計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

1番(高野孝一君) すると、今後177件終わったとすれば、残りの件数についても来年度以降継続して、要望件数については全て実施するという考えなのでしょうか。

復興対策課長(愛澤伸一君) こちら国の交付金事業ということでございまして、国との交渉もあるわけですが、村といたしましては、全件やっていただくよう今後国と詰めてまいります。

1番(高野孝一君) 再度確認をします。除染を実施した昇口からというふうに先ほどの答弁を理解しているわけですが、実施しない地区をやっても二度手間にならないように早目に昇口のみは整備をするという考えでよろしいのでしょうか。

村長(菅野典雄君) 事業が別、環境省の除染とこの事業とは全く別でありますので、できるだけ終わったところという思いはありますが、そのとおりというわけにはいかないということもご理解をいただく中で、できるだけ早く、このように考えております。

1番(高野孝一君) 了解しました。

議長(大谷友孝君) ほかにございませんか。

8番(佐藤長平君) 帰還再生への道路の整備であります。一方で家屋の解体工事が予定されております。それで、でき上がったところが壊れるのではないかと心配が発生しているんですが、その点についてはどのような協議をされたのか、この際伺っておきます。

村長(菅野典雄君) 家屋の解体がどの程度になるのかはわかりませんが、件数が多いですから結構やはりかかるのではないかと考えております。そういう意味からいたしますと、それを待つということになりますとどんどん遅くなりますので、それにできるだけ対応はしたいんですが、それだけという話にはならないとさせていただくしかないのではないかと。ただ少なくとも、しっかりとした舗装でありますので、業者にその都度注意はしながら、全く壊れるようなことのないように仕事をしてもらうと。その注意は村としてやる予定でございます。

以上であります。

議長(大谷友孝君) ほかにございますか。

4番(北原 経君) 15ページの仮設店舗の従業員の確保なんですけれども、説明ですと時給から、6月から3月までで4,000円の22日とかと説明を受けましたけれども、このほど募集が広報等であったようですけれども、今の状況はどのようになっていますか。

生活支援対策課長(細川 亨君) 募集状況は現在8名でございまして、再募集ということで5月15日まで延長して募集を開始しております。

以上です。

4番(北原 経君) そうしますと、10名を募集して8名。普通、一般の従業員となると大変集めるのは楽なんだろうけれども、なかなかパソコンとかそういった仕入れ関係といったものを責任を持ってやるという方に関しましては、大体確保はできたのでしょうか。

生活支援対策課長(細川 亨君) そういうふうな細部の部分についてはこれから経営者が決めていく部分になりますが、とりあえず10人を確保しないと改築も始まらない、経営者も

決まらないという状況になっていきますので、とりあえず早急に10人を集めるということが緊急課題であると思っております。

村長（菅野典雄君） いろいろ聞きますと、大体どんな人でも、特別な人でない限り1週間なり10日間の研修でできるようになると、私らではちょっと想像しがたいんですが、そういうものようであります。

4番（北原 経君） そうしますとなるべく早く、6月から3月までとかそういうのもありますけれども、大体の見通しはついたということによろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） そう考えております。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第32号 平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第32号平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成27年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第33号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第6、議案第33号飯舘村税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号飯館村税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号飯館村税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第34号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(大谷友孝君) 日程第7、議案第34号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 説明資料、28ページなんですけれども、(1)に関する部分で村民の負担総額と対象者数、さらに(2)の村民の軽減総額と対象者数は何人になるのでしょうか。

住民課長(藤井一彦君) まず国民健康保険税の課税限度額についてでございますけれども、医療分が平成26年度で288世帯ございましたので、ここが対象になると思われまして、それから、後期高齢の支援分が151世帯、介護分が59世帯となっております、それぞれ医療分についてはこの人数に1万円を掛けた数、支援分についても人数に1万円を掛けた数、それから介護分については2万円上がっておりますので、この人数に2万円を掛けた額ということになります。

それから、(2)の5割軽減のほうでございますけれども、医療の分ですけれども、平成26年度で5割軽減が70世帯、2割軽減が86世帯ありまして、この計算の対象の額がふえますので、ちょっとこの人数はやってみないとわからないというところがありますけれども、これから人数がふえて減免される方がふえるといったことになるものと思われまして、以上でございます。

議長(大谷友孝君) ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号飯館村国民健康保険税条例の

一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第8、議案第35号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第35号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第9、議案第36号 土地の取得について

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第36号土地の取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号土地の取得についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第10、議員派遣の件

議長（大谷友孝君） 日程第10、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

- ◎追加日程第1、避難解除の記事についての緊急質問の件

議長（大谷友孝君） 避難解除の記事について、7番、佐藤八郎君から緊急質問の申し出があります。

7番、佐藤八郎君の避難解除の記事についての緊急質問の件を議題として採決します。
この採決は起立によって行います。

7番、佐藤八郎君の避難解除の記事についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大谷友孝君) 起立多数です。

7番、佐藤八郎君の避難解除の記事についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことは決定されました。

7番、佐藤八郎君の発言を許します。

7番(佐藤八郎君) 本日の新聞報道によりますと、平成29年春までに避難解除、さらに役場は来春にも帰還という大きな見出しであります。そのことに関して村長の真意を伺うものであります。

朝に村民の方から、議会と協議していつ決めていたんだと。さらには、村長の勝手であればコール問題だ、議会も村も村民に隠して何をやっている、議会は誰のために何をやっているなど、朝からお叱りの電話を受けた者として緊急質問するものであります。

1つ目は役場職員との協議経過と合意となった内容を、さらには本日より第5版の村民懇談会を開催し、村民の声を生かしていくとの村長の発言との整合性、村内の放射線量、除染、インフラ整備、生業関連、生活保障、汚染物運搬など村内にはまだまだ課題が山積みであります。村長、国の考え方を具体的にこの記事を見て伺うものであります。

避難解除での村民の生活はどのような生活になるというふうに考えているのか。村民との合意は必要ないとするトップダウン式のやり方は許されるものではありません。議会の議決とともに村民の権利さえも奪うものであるというふうに考え、質問するものであります。答弁を求めます。

村長(菅野典雄君) お答えをさせていただきます。けさの某新聞のトップに出た記事についてのことでございます。平成29年春までに避難解除ということであります。

ご存じのように、第4版の中で平成28年3月に避難解除ができればいいなという希望プランを出させていただいたところでもありますから、今回その話とあわせて、除染のほうが発展するということがありますし、また困難区域が6年過ぎるのが平成29年の3月でありますから、そうしますと、平成28年の3月から平成29年の3月の間あたりにいわゆる解除ということがあり得るだろうと、こういうことでもあります。これは、かなりの皆さん方から、やはり先をある程度決めていただかないと、準備には1年も2年も3年もかかるんだからという話がありますし、現実いつまでも避難生活を続けるわけにもいきませんので、一応平成28年3月から平成29年3月あたり、最短で平成28年3月、最長で平成29年3月ではないかと、こうお話をしたところがこういう記事になったわけではありますが、現実によく読んでみますと、そういう調整に入ったという話でありますし、役場機能も戻すことを視野に入れるということでもありますから、何ら今までと違った話をしているということではないと思っています。

それで、1番目は、多分役場を戻すという話に視野を入れているのが合意があるのかな

いのかということではありますが、全く合意という話ではありません。今その辺に向けて、これからいわゆる内部の検討に入るといふ、職員の皆さん方との協議会をやっていくといふ話になっております。

それから、第5版で発言と整合性ということではありますが、これは何ら私、その都度その都度、違う話をしているつもりは全くありません。一貫して今の話をさせていただいているところであります。

それから、国のということではありますが、これが一番の問題であります。こちらが勝手にいついつという話ができるのであったならば、それは非常にいいと言いますか、楽ということではありますが、全て国との関係の中でやっていく、国も我々との話し合いの中でやっていくと、こう言っておりますので、簡単にこちらが決めるわけには全くいかないということでもありますし、今までのいきさつを見ますと、話し合いはするけれども、いつまでも話し合いの合意が至らないからずるずると何年も延ばしていくという話にはならないなというのは他の自治体で明白であろうと、このように思っているところでありますから、その辺はこれからの国との話し合いの中でということでもあります。

村民の生活はどうなるのかということではありますが、既に避難先から通って多くの会社、事業所がやっておりますので、ただ、少なくとも、やはり一般住民が帰るということになりますと、当然いろいろなインフラをきちんとまとめていかなければならない、整備をしていかなければならないということではありますが、いかんせん、こちらにいてはなかなか整備が全て行き届くわけではございませんので、やはり帰れる人だけが帰った中で、さてどういうふうにそこからしていくかということ準備していかなければならないだろうと、このように思って、今回もおかげさまで皆様方の同意をいただいて、いわゆる直販的な店を開くということでございます。なお、医療も打ち合せに入っているところであります。

それから、合意がないということですが、トップダウンではないかということですが、何度も言いますように、トップダウンでできれば楽でありますけれども、そういうことができないので今いろいろな関係者とお話をさせていただく。ただ、少なくとも先を決めていかなければならないので、今のところ国との協議、皆さん方との協議、あるいは村民等の声も聞かなければなりませんけれども、そういう意味で最短と最長のこの辺ではないのかという話であります。

それから、議会軽視ということではありますが、この話はこの前も皆さん方にお話をしたとおりでありますので、何ら特別こちらが今までと違った話をしているつもりでもございませんので、ぜひご理解をいただきながら、一緒になってこれからどういうふうな復帰・復興していくかということを進めていければと、このように思っているところであります。

以上であります。

7番(佐藤八郎君) 村長の言われることいつも、この4年間いろいろ新聞報道、テレビ報道、そのあとに聞いた言葉は、今のような答弁です。こういう要旨だけでも、こういうふうにかかれてしまった。しかしながら、一度も抗議したこともなければ、訂正させたことも

ないのでありますけれども。けさほど私に電話をくれた人も含め、この記事を見た場合は、村長が今淡々と答えているような受け取り方ではないのであります。したがって、役場職員などの協議経過、これからだという話でありますけれども、これを出された上にこれから協議、検討。役場の職員が、自分の意見なり、村民の生活を見た上での声としてきちんと発言し、発言したことが聞き取られ、このことが変わったり違う点が変わったりするものなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） まずもって、我々は一貫してどなたにも同じことをお話をしています。その結果どう書くかというのは、できるだけこちらのとおり書いてもらいたいということはあるけれども、それによって抗議とか何かになりますと、今いわゆる自民党がNHKなり何なりを呼んでやっているのと同じことになります。ですから、どうこうという話ではできません。ただ少なくとも丁寧に真意はお話ししている中で、どう書くなどというのはそれぞれの判断に任せていただいて、あとでちょっと誤解が多かったよとかという話は別なところでお話ができるかもしれませんが、抗議とか何かという話ではできないということでもあります。

職員のほうにもこの話はしております、ただ、こちらがトップダウンでどうこうという話にはなりませんから、これから役場の職員として復旧・復興をきちんとしていくためには、これからどういうふうにやらねばならないかというのを事務改善委員会なり何なりの協議をもってこれから進めていくということで、これも職員に通達をしているところであります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 職員にこの旨を話している、役場は来春にも帰還という新目標を話していると。いつ話されて、どんな場で、職員からは何も声が出なかったのか、いかがですか。

副村長（門馬伸市君） 去年ですか、2つの課が現場に直接かかわる仕事ということもあって、30人ほど本庁勤務していますが、今年も段階的に部署部署ごとに本庁のほうに行って仕事をしたほうが、より村民のために効果的、効率的だということを、段階的に本庁に移行しようかと私は思っていました、ただ、現実的に地元の村内に農協がもう2年前から入っている、森林組合も今年の6月くらいから村に戻って仕事をされる、商工会も商工会館の建設計画があって、村内でという話もある、そんな中で、執務環境が健康的に悪い環境のところでは仕事をすることになれば問題がありますけれども、既に除染の終わった庁舎の中で、今このように1年間の職員の線量管理もしていますけれども、何ら問題のあるような値にはなっていない。そうしますと、やはり2つの場所で仕事をすることは非常に、相談も含めてなんですけれども、難しい。私も4月から火曜日と木曜日に本庁に行って仕事をしております。やはり現地で仕事をされている方は、こちらとの距離が、通勤の距離ではないですよ、共通認識の距離がやはりあるんですね、現場に行っているところにいるのと。できるだけその穴を埋めるために、毎日に行けないけれども、私は火曜日と木曜日に本庁に行って職員ともども一緒に仕事をしています。そんなことを考えますときに、やはりできるだけ一緒に仕事をし、村民が戻るまでの間、きっちりインフラなり何なりを整備して、村民が、希望する方には戻っていただける環境を一日も早くつくら

なくてはならないとの思いでありますので、それは職員の理解も当然必要でありますけれども、やはり村民の立場に立てば、できるだけ戻れる環境を我々職員が先頭になって取り組むというのが行政職員としての姿勢だと思いますので、その辺はご理解いただければと思います。

7番（佐藤八郎君） ちょうど今副村長が言われる去年からの流れ、さらには他村内団体の話がありましたけれども、そういうふうにするのであれば、職員の線量という管理はどこが安心・安全な基準となりますか。

あとは、協議した回数、毎月庁内会議か何かやっつけていって、その中なのか、職員全体の中での話なのか、いつどんな内容でそういう流れをつくっているのかを伺います。

副村長（門馬伸市君） 線量管理については、国が示している電離則の基準がありますから、その範囲におさまっていれば法的には何ら問題がないということでもあります。健康の問題について、学識者の方にもいろいろあるようでありすけれども、村としては、法的に電離則にのっとった線量管理をして、その範囲内であれば問題ないということで認識をして、今その電離則に基づいて測定もしているところであります。

それから、職員との協議なんですけれども、実は職員の勤務場所について職員の合意がなければ勤務場所が変えられないなどということはどこにもありません。どこにもありません。ただ、職員もやはり心配することもありますので、それは私も指示をしておりますが、5月中旬あたりに事務改善委員会、組織のそういう勤務場所の変更ということもありますので、その辺を半年間くらいかけて本庁勤務への工程、スケジュールなども簡単にはできません。書類の整理から始まりまして、いろいろな手続にかかります。ですので、9月ごろまで内部の事務改善委員会で協議をしながら、具体的に来年の4月に移動、本庁勤務ができるような体制にもっていきたいと、こういうことでもあります。

7番（佐藤八郎君） 以内におさまっている、その以内というものをきちんと、基準を出してください。それと、去年2課がやった職員の結果を出してみてください。

あとは、平常のときのお話であれば今の副村長の答弁でもいいと思いますけれども、自治体労働者が通常るときよりも5倍ものストレスやいろいろな不安定の中で仕事をしているときに、職員の勤務場所、合意は必要ない、どこの法にも規定も何もないということだけで片づけていいのかどうかと私は思うんでありますけれども、片づけていいということですか、副村長。

副村長（門馬伸市君） 健康管理のことは、先ほど申し上げましたように、法的にその以内であれば、決してそれを無視してオーバーしたところに勤務をさせるということではないんですからね。それはおわかりでしょう。その法的な中に勤務をすることについて、職員の合意がないと本庁に勤務ができないということでは決してないので、法的に健康を害するような場所に当然村長の命で勤務場所を本庁に移すということはできません。ですから、その法の電離則にのっとった範囲内であれば、これは当然本庁勤務に命令もできますし指示もできるということです。

なお、電離則の去年の職員のデータについては担当で把握していますから、ただ個人ごとの名前とか何かは入れませんけれども、高い人と低い人とか、データの平均的なものは

出せますので、報告させます。

除染推進課長（中川喜昭君） 昨年4月から町内、本庁内で勤務するというので、24時間の個人線量計を採用しまして、そのデータを毎月ごとに把握をしております。それで2月まででございますが、私個人で申し上げれば、3月分はまだ集計しておりませんけれども、3月を含めて1.1ミリを予想しております。業務も外に出る方もいるということで、外に出ている方でありまして1.6ミリから2ミリであります。若い方々にはできるだけ内部にということで、これは0.9ミリという実績になっております。これは24時間でありまして、役場本庁内は0.1マイクロシーベルトの数値になっております。ただ、避難先がやはり高い場所があったり低い場所があったりしておりますので、8時間労働の時間ではなくて、その人24時間の積算という形になっておりまして、高い人を見ればやはり避難先が高い、夜中の時間帯を見れば0.3マイクロあるところもありますのでそのような形で、一応電離則では5年間で100ミリという部分があります。平均20ミリでありますので、今の状況であれば、電離則の中で言えば問題はないのかなと考えております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 年間20ミリ云々、今出ましたけれども、その基準で19.9だと避難しなくてよくて、20だとこのような4年間も避難生活をするという基準です。その感覚で職員の安心・安全というふうになるのかどうか。私は、非常に疑問に思うし、違うのではないかとともに思っています。今、中川課長が言われた基準、個人的プライバシーを排除した上で、文書で後でいただきたいと思えますし、そのことが今後村で働く職員の安心・安全基準というのがその基準だというふうに考えていいのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 国はあの当時、年間20ミリシーベルトを超えるので避難しろと、こういう話であります。その言葉から言えば、20ミリ以下ならばいいだろうという話になるんですが、それはないよという話はもう何回も、皆さんの前でも住民の前でもしているところであります。やはり戻るときには少しでもやはり少ないところに戻りたいと、こういうのは当然でありますので、ですから、20ミリ以下だから大丈夫だというつもりはありません。今データを出させていただきました1ミリ、あるいは最高でも2ミリぐらい、それが少しでもやはり少なくなるようにこれからは我々努力もし、国に要望もしていく、そういうことには変わりはありません。ただ、少なくとも、限りなくゼロに近づかないとだめだということになりますと、これはやはり放射線の特殊性といいますか、時間とのこともございますので、では10年も20年もということになっていいのかということになりますと、それはやはり嫌だ、だめだという方もかなり大勢いるわけありますので、その辺でできるだけ少なくしながら、それでも大丈夫だという方の意思を少しでも尊重できるような体制を組んでいくということが大切ではないかと、このように思っているところであります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 実際に1年間役場職員が向こうで働いた、先ほど課長が言われた部分があるんです。そして、そのことは今後の安心・安全という職員の求める思いになっていくのかどうかであります。今、村長が言うように、20ミリ以下になればいいということは考えていないと。さらに低くするようしていくという流れは当然でしょうけれども、現実に

ここ4年の中でやってきた除染を見ても、須萱や二枚橋地区の状況を私も定期的にはかかっておりますけれども、下がっている部分と前よりも上がったというのと、いろいろな場所がございます。そういうことからして、安定した基準値、安心できる基準というのは、去年1年間職員があちらで働いて体験したものが基準ということになるのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 去年の4月から行っている職員、本庁勤務している職員の値が基準だということではなくて、自然低減もありますからできるだけ心配のないような勤務体制をとっていければということではありますが、ただ現実的に、去年はそういう形で実施をした結果、本庁勤務をした結果、1.0から1.8ぐらいのところにおさまっている、それも24時間ということでもありますから、そういう意味からすれば、本庁で勤務をして、もちろん電離則の範囲をかなり下回ったところの値で勤務できる環境になっているわけですから、当然職員の理解をいただく努力も必要ですし、これから十分協議もしていきたいと思いますが、少しでも下げるといふ、あるいは健康の、線量が低い値の中で仕事ができるように努めていきたいということでもあります。

7番（佐藤八郎君） 健康、安心・安全、今の答弁というか、何回か繰り返された答弁だというふうに、村としての見解はそういうことだというふうに思っている件は終わりますけれども、きょうから始まる第5次復興計画、たびたび私どもが言っている中では、村民との懇談の中で声を吸い上げて、さらにこの第5版に生かしてきちんとした正式な第5版計画にするというのが村長の発言であります。先ほどの答弁では整合性はあるんだというお話でありますけれども、整合性は全く私はないというふうに思っています、この新聞記事を村民が見た場合。これから懇談をして上げられる声をどのようにしていくつもりですか。

村長（菅野典雄君） 出たことによって、先ほどお話をいただいたようないろいろなご意見が寄せられるだろうと思いますから、ちょうどきょうから懇談会ということでもありますので、いろいろな声がより聞けるのではないかと考えているところでもあります。何度も言いますように、いろいろな考え方がありますから、全員にパーフェクトの答えは出せないという話の中で総合的に考えさせていただいて、皆さん方と話し合いをさせていただいて、国との絡みの中で進めていくというしかないのではないかと、そんな話できょうからスタートさせていただきたいと思っております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） より聞ける、村民はいろいろな考え方があって、その出された声にパーフェクトに答えるのはなかなか困難。結局第5版は懇談会をやるだけで、見直すと村民の声を吸い上げて生かしていくということにはならないということですか。

村長（菅野典雄君） これまでもその都度計画ができましたときには、村民にお話をずっとしてきましたし、その中で幾つか、大幅にということはありませんけれども、幾つかなるほどなということは修正を加えさせていただいていますし、議会からのものも修正を加えさせていただいています。少しでもやはり皆さん方の声を反映させていかなければならないというのは全く同じでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 特に今回村長が何を気をもんで加害者と同じようなことを言い張るのかわかりませんが、村民からすればもう少しきちんと聞いた中で見通しを示してほし

いという部分があると思うんです。まして、申し立てが村民の6割以上も超えている中で、賠償一つとっても不安、さらには除染についても不安、そういう中でありますから、村長が最初から言われている、この懇談会を通じていろいろな声を吸い上げて生かしていくんだということに、きちんと結びつける必要があるんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 精一杯結びつけるように努力をしていきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 村内の放射線量、除染、インフラ整備、生業補償、前々から村長は帰っからの生活保障云々で交渉している、交渉していると。まして、インフラ整備といってもAコープの中にセブンイレブンが1つ。そういう流れの中で、このタイミングでこの避難解除というものはいかなものかと思うんですけれども。先ほど国の方針、自分たちで判断できるのであればとお話がありましたけれども、自分たちで判断しないでどうするんですか。被害者の、被害を受けた村民の代表でしょう、村長は。加害者のお伺いだけ立てて行政執行するということですか。

村長（菅野典雄君） 加害者の伺いを立ててではなくて、村民のために、いかにやはり村民のための条件をよくしていくかという中でこれから国とという話でございまして、決して加害者の立場で言っているつもりは全くございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

7番（佐藤八郎君） そうであれば、放射線量をさらなる除染、インフラ整備、生業補償などを含め、村民に前の見える政策なり実現可能な国に要求していることなど含めて明らかにしながら、こういうことの発表となるんじゃないですか。そうしないから、あなたは村民との合意は必要ないんだ、トップダウンでいいんだというやり方だというふうに私は思っているんです。誰のための村政なんですか。

村長（菅野典雄君） 常に村民のためと、まさに100%をもって頑張っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

◎閉会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回飯館村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後12時00分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年4月21日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

松下義喜

同 会議録署名議員

伊東 利

同 会議録署名議員

佐藤 八郎